

第1号議案

定款の変更及びその認可申請について

(案)

1. 定款の変更

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、別紙1のとおり定款の変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第1号の規定に基づき次回総会に付議する。

2. 定款の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第4条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、定款の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：定款一部変更の件（定款変更案）

別紙2：定款変更認可申請書

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 電気事業法改正に伴う規定の変更

【該当条文：第3条、第5条、第7条、第11条、第43条、
第61条の2から第61条の4（変更）】

- ・本機関の目的に「供給能力の確保の促進」を明記。
- ・発電設備に蓄電設備を含む場合等について、電気事業法と同様の考え方で表現を見直し。

2. 役員に関する規定の変更

【該当条文：第34条（変更）】

- ・本機関の役員の退任後の再就職の規制期間を2年間とする旨規定。
- ・また、あわせて、再就職の規制範囲を明確化する観点から、役員はその在任期間中に本機関と契約を締結した企業等の役員等になってはならない旨規定。
- ・さらに、本機関の中立性確保の観点から、本機関の理事会及び評議員会において、再就職先での業務内容や本機関で関与した事業内容の関係等を確認し本機関の中立性が確保されることについて議決しなければならない旨追加。

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和4年4月1日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和____年____月____日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(変更履歴)	
平成27年4月1日施行	
平成28年4月1日変更	
平成29年3月31日変更	
平成30年4月1日変更	
令和元年7月1日変更	
令和2年2月1日変更	
令和2年5月1日変更	
令和2年7月8日変更	
令和3年2月1日変更	
令和3年4月16日変更	
令和4年2月1日変更	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。	(目的) 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気の需給の状況の監視、 <u>電気の安定供給のため必要な供給能力の確保の促進</u> 及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。
(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 (略) 五 入札の実施その他の方法により <u>発電用の電気工作物</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 (略) 五の三 前号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、法 <u>第28条の47第1項</u> に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 (略)	(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～四の二 (略) 五 入札の実施その他の方法により <u>発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)</u> を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 (略) 五の三 前号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、法 <u>第28条の48第1項</u> に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～十 (略)
(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 (略) 十 「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電気的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電気的な影響を与えることをいう。 十一・十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電用の電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電用の電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電用の電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 (略)	(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～九 (略) 十 「連系等」とは、発電設備等(<u>発電設備及び蓄電設備をいう。以下この号において同じ。</u>)若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電気的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電気的な影響を与えることをいう。 十一・十二 (略) 十三 「電源入札等」とは、将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、 <u>発電等用電気工作物</u> の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の <u>発電等用電気工作物</u> の維持及び運用又は休止若しくは廃止している <u>発電等用電気工作物</u> の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。 十四 (略)
(会員の責務) 第11条 (略) 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一・二 (略) 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 (略) 3 (略)	(会員の責務) 第11条 (略) 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一・二 (略) 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 (略) 3 (略)
(役員の兼職禁止等) 第34条 (略)	(役員の兼職禁止等) 第34条 (略)

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</u></p>	<p>(施行期日)</p> <p>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。<u>ただし、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>附則（令和2年7月8日）</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p>附則（令和2年7月8日）</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p>附則（令和3年2月1日）</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>	<p>附則（令和3年2月1日）</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>
<p>附則（令和4年1月26日）</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則（令和4年1月26日）</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、令和4年2月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>附則（令和4年4月1日）</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この定款は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則（令和4年4月1日）</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

この定款は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

様式第3（第4条関係）

定款変更認可申請書

令和5年3月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
住 所 東京都江東区豊洲6-2-15

電気事業法第28条の18第2項の規定に基づき、定款の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙1のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日
令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。
- 4 定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙2のとおり。

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
2022年4月1日	・経済産業大臣が現行の定款の変更を認可。
2022年12月7日 ～ 2022年12月27日	・本変更案（別紙1。以下同じ。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（2023年1月5日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
2023年2月1日	・2022年度第3回評議員会により、本変更案を議決。
2023年2月1日	・第389回理事会において、本変更案を議決。
2023年3月1日	・第15回通常総会において、本変更案を議決。